

3年連続のマイナス勧告を強行

一時金0.05月引下げ、俸給表改定見送り

2001年勧告の主な内容

◎本年の給与勧告のポイント

- ①期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（ $\Delta 0.05$ 月分）
- ②俸給表の改定を行わず、官民給与の較差に見合った年額相当額を暫定的な一時金（3,756円）として支給
～平均年間給与、3年連続の減少（ $\Delta 1.6$ 万円（ $\Delta 0.2\%$ ））

◎官民給与の比較

約7,500民間事業所の約44万人の個人別給与を实地調査（完了率94%）
〈月例給〉官民の4月分給与を調査（ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）
単純な平均値ではなく、職種、役職段階、年齢など給与決定要素の同じ者同士を比較
〈ボーナス〉過去1年間の民間の支給実績（支給月数）と公務の年間支給月数を比較
○官民較差（月例給）313円 0.08%〔行政職（一）・（二）現行給与379,836円 平均年齢40.7歳〕
〈俸給表、既存の手当の改定は行わず、暫定的な一時金により措置〉
暫定的な一時金 年額3,756円（月額313円相当）
〈ボーナスは民間の支給月数に見合うよう引下げ〉（民間給与実態調査結果：4.69月）

◎改定の内容

①暫定的な一時金の支給

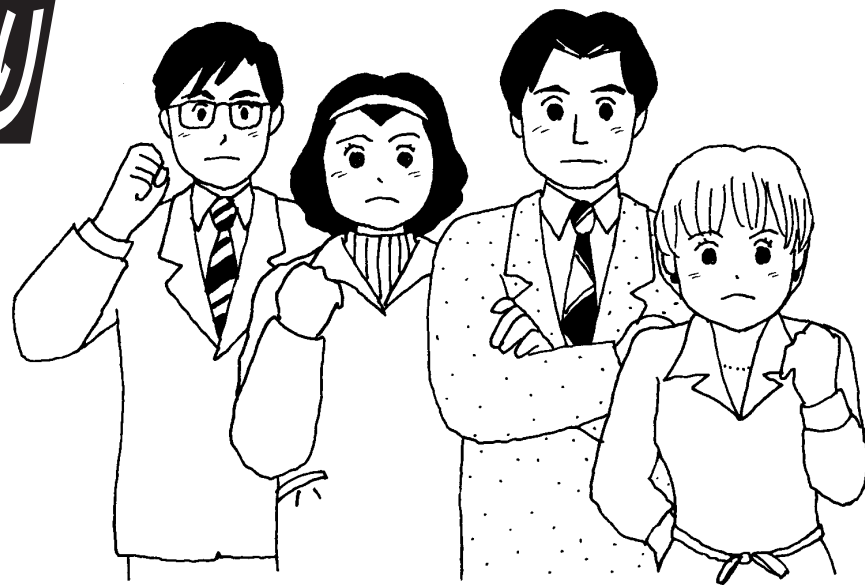
- ・当分の間、3月1日（基準日）において給与法に基づく俸給表（指定職俸給表を除く）の適用を受ける職員に対し原則3,756円の一時金を支給
- ・なお、基準日に育児休業中の者に対しても、勤務実績に応じて支給するよう措置

②期末・勤勉手当等の引下げ

- ・年間支給月数 4.75月分→4.7月分（ $\Delta 0.05$ 月）
※12月期の期末手当で引下げ
- 一般職員 1.6月分→1.55月分（ $\Delta 0.05$ 月）
- 特定幹部職員 1.4月分→1.35月分（ $\Delta 0.05$ 月）
- 指定職職員（期末特別手当）1.6月分→1.55月分（ $\Delta 0.05$ 月）

〔実施時期〕平成13年4月1日

▼8月8日、人事院は、一時金の0.05月の引き下げ（年間4.75月を4.70月に）、2年連続で俸給表改定を見送り、3年連続で年収がマイ



ナスとなる勧告を強行しました。しかし、官民賃金格差0.08%（313円）があるとして、一人あたり3756円を3月に「暫定一時金」として支給することも同時に勧告しています。国公労連は、このような勧告に対し、「賃下げまで人事院勧告にゆだねていない」、「較差配分は労使協議で」とする立場を明確にし、「3年連続賃下げは受け入れられない」とする真つ当な要求にそつて、「給与法」改正「反対」の政府追及を強めることとしています。当面、職場からの「連判状」運動を、すべての職員を対象に展開することとしています。

なお、育児休業期間の3年間への延長、介護休暇の6カ月への延長、そして看護休暇の新設などの勧告・意見申し出も同時に行われています。これは、国公労連女性協を先頭に、ねばり強くたたかいたった成果です。

国公労連